

周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地の利用増進又は保全その他の農業経営の改善のために、周南市内で農地改良（農地における耕作の利便性を向上させる行為をいう。以下同じ。）を行う場合において、農地改良を行う者が事前に周南市農業委員会（以下「委員会」という。）へ届出をすることについて必要な事項を定めるものとする。

(対象農地等)

第2条 この要綱により届出の対象となる農地改良は、農地の所有者（所有者が死亡した場合におけるその者の推定相続人を含む。以下同じ。）又は耕作者が行う農地を農地として利用するため土質を改良する行為、農地の盛土又は掘削により農地を改良する行為、水田の埋立てにより畑地を造成する行為その他の農地を改良する行為で農業生産性を向上させることを目的として行われるもので、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 対象農地（農地改良をする農地をいう。以下同じ。）の面積が、1,000平方メートル以下であること。
- (2) 盛土の高さ又は掘削の深さが1メートル以下であつて、農地改良後は農地改良を実施した農地に接する道路又は周辺農地と著しい段差を生じないこと。
- (3) 農地改良に要する期間（工事着手から耕作可能な状態に復元が完了するまでの期間をいう。以下同じ。）が3月以内であること。
- (4) 盛土の土質は、従前の耕作土と同等以上の良好な土質であること。

2 対象農地の面積、盛土の高さ、掘削の深さ及び農地改良に要する期間が前項の規定により難しい場合は、事前に委員会と協議しなければならない。

3 前項の規定により協議が必要なものは、原則的には一定規模以上の農地改良であり、土砂の搬入等により、一定期間耕作ができなくなること、周辺の農地並びに道路及び水路に与える影響が大きいこと、農地改良を装った土砂の不法投棄を防ぐため農地への復元や改良後の農業上の利用の确实性を審査する必要があることから、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の許可を受けて行う農地の形質変更行為（切土、盛土等による土地の造成又は区画整理を行うことをいう。以下同じ。）とし、同条第6項第6号に規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合に該当するものとして一時転用

許可の対象とするものとする。この場合において、対象農地が市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては、当該協議が調ったものに限る。）をいう。以下同じ。）内にある場合には、農地法第4条第1項第8号の規定による委員会への事前の届出を行うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為は、この要綱により届出を要する農地改良に該当しないものとする。

- (1) 農業機械による掘削、盛土、堆肥の投入等の日常的な耕作行為
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業（以下「土地改良事業」という。）の施行として行う農地の形質変更行為（届出）

第3条 この要綱の規定により農地改良を行う者（以下「届出者」という。）は、農地改良の実施前に農地改良届出書（別記様式第1号。以下「届出書」という。）により、あらかじめ委員会に届け出なければならない（次条第3項の規定による受理通知書の交付後の農地改良の工事内容の変更を含む。）。

2 届出書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 届出地（農地改良をしようとする農地をいう。以下同じ。）の登記事項要約書（届出書提出日前3月以内に発行されたもの）
- (2) 届出地の位置図（A4判）
- (3) 届出地の付近見取図（A4判）
- (4) 届出地の公図の写し
- (5) 届出地の造成横断面図及び平面図（A4判）
- (6) 工事工程表（A4判）
- (7) 隣接地との高低差の現況を写した写真
- (8) 届出者が届出地の所有者ではなく耕作者の場合は、届出地の所有権の持分を有する所有者全員の同意書
- (9) 届出地に隣接する土地が農地である場合は、隣接地権者の同意書
- (10) 届出地が土地改良事業の受益地の場合は、当該土地改良区の同意書又は水利組合その他関係する団体の同意書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

(書類審査及び受理・不受理)

第4条 委員会は、届出者から届出書が届け出されたときは、その農地改良の計画が適正であるか否かを審査し、受理又は不受理を決定するものとする。

2 委員会は、前項に規定する受理又は不受理の決定に当たっては、条件を付すことができる。

3 委員会は、第1項の決定に基づき、受理通知書(別記様式第2号)又は農地改良届出不受理通知書(別記様式第3号)を届出者に交付するものとする。

(改良農地の境界・標示)

第5条 届出書を受理した届出地については、農地改良工事(以下「工事」という。)を施工する者が境界を明示して、工事完了期日まで農地改良である旨を標示板(別記様式第4号)により標示するものとする。

(農地改良の指導)

第6条 委員会は、届出書を受理した場合は、必要に応じ現地調査を行い、工事が完了するまで監視又は指導をするものとする。

2 委員会は、受理した届出書の内容(第4条第2項に規定する条件を含む。)どおり実施していないと認める場合は是正指導を行い、この是正指導に従わない場合は農地法違反として適正に処理を行うことができる。

(責任義務)

第7条 工事の施工により付近の農地、農作物、道路、水路その他について損害及び被害を与えた場合は、届出者又は当該工事の復旧補償責任者がその損害を賠償することとする。

(他の法令等の手続)

第8条 工事の施工に当たって他の関係する法令、例規等の手続を要するものは、その手続を全て完了した後に工事に着手するものとする。

(完了報告)

第9条 届出者は、工事が完了したときは、速やかに農地改良完了報告書(別記様式第5号。以下「報告書」という。)を委員会に提出しなければならない。

2 報告書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 完成写真

(2) 前号の完成写真を撮った方向を示す図面(A4判)

- 3 委員会は、報告書による提出がない場合は、是正指導を行うとともに、指導に従わない場合は、農地法違反として対応することができる。

(完了後の現地確認)

第 10 条 委員会は、報告書が提出された場合は、現地を確認し、利用開始されるまで、随時、必要な指導を行うことができる。

(農地改良後の農地利用)

第 11 条 届出者は、農地改良後、原則として工事完了日から 2 年以上届出地を農地として有効に利用するものとする。ただし、農地法その他の関係法令に基づく場合その他委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

- 2 委員会は、届出者が届出地の肥培管理を継続して行わない場合は、是正指導を行うことができる。

(その他)

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会の会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(周南市農業委員会農地改良届取扱要領の廃止)

- 2 周南市農業委員会農地改良届取扱要領（平成 19 年制定）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の前までに、廃止前の周南市農業委員会農地改良届取扱要領の規定に基づきなされた行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた行為とみなす。

別記様式第1号（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

農地改良届出書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

届出者 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに
法人の名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり農地の改良を行いたいので、周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱（令和3年周南市農業委員会要綱第4号）第3条第1項の規定により、必要書類を添付して届け出ます。

1 土地の表示

大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	埋立面積 (㎡)	所有者
			登記簿	現況			
計							

2 農地改良を必要とする事由

3 農地改良工事の時期

年 月 日から 年 月 日まで

4 農地改良工事の内容

土質	下層：		表土：	
盛土	最低 cm	最高 cm	平均 cm	容量 m ³

5 農地改良後の作付け計画

- (1) 主要作付作物：
- (2) 作付時期：
- (3) 販売の有無： 有 ・ 無

6 確約・誓約事項

- (1) 工事その他の残土処分を目的とするものではありません。
- (2) 良質な耕作土を盛土し、一般廃棄物及び産業廃棄物の混入は行いません。

- (3) 盛土の高さは、周囲と均衡を逸しない高さとし、工事施工により損害又は被害を生じた場合その他改良に関し問題が生じた場合は、届出者の責任において善処します。
- (4) 工事完了後は、2年以上農地として有効利用します。

7 添付書類

- (1) 土地の登記事項要約書（届出書提出日前3月以内に発行されたもの）
- (2) 位置図（A4判）
- (3) 付近見取図（A4判）
- (4) 公図の写し
- (5) 造成横断面図及び平面図（A4判）
- (6) 工事工程表（A4判）
- (7) 隣接地との高低差の現況を写した写真
- (8) 届出者が届出地の所有者（所有者が死亡した場合におけるその者の推定相続人を含む。）ではなく耕作者の場合は、届出地の所有権の持分を有する所有者全員の同意書
- (9) 届出地に隣接する土地が農地である場合は、隣接地権者の同意書
- (10) 届出地が土地改良事業の受益地の場合は、当該土地改良区の同意書又は水利組合その他関係する団体の同意書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

別記様式第2号（第4条関係）

受 理 通 知 書

年 月 日

届出者 住所
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けで提出のあった周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱（令和3年周南市農業委員会要綱第4号）第3条第1項の規定による届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので、同要綱第4条第3項の規定により受理通知書を交付します。

1 土地の表示

大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	埋立面積 (㎡)
			登記簿	現況		
計						

2 届出書が到着した日

年 月 日

3 届出に係る農地改良の目的（農地改良を必要とする事由）

4 条件

- (1) 届出地については、農地改良工事を施工する者が境界を明示して、工事完了期日まで農地改良である旨を所定の標示板により標示してください。
- (2) 農地改良工事の施工に当たって他の関係する法令、例規等の手続を要するものは、その手続を全て完了した後に工事に着手してください。
- (3) 農地改良工事が完了したときは、周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱第9条第1項の規定により、速やかに農地改良完了報告書を提出してください。
- (4) 農地改良工事の内容の変更をする場合は、あらかじめ変更内容を届け出てください。

別記様式第3号（第4条関係）

農地改良届出不受理通知書

年 月 日

届出者 住所
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けで提出のあった周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱（令和3年周南市農業委員会要綱第4号）第3条第1項の規定による届出についてはこれを受理しないことに決定したので、同要綱第4条第3項の規定により農地改良届出不受理通知書を交付します。

1 土地の表示

大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	埋立面積 (㎡)
			登記簿	現況		
計						

2 届出書が到着した日

年 月 日

3 不受理とした理由

農 地 改 良 工 事		
届出年月日		年 月 日
届出地	所在	周南市
	面積	
届出者		
工事請負人		
工期	着工	年 月 日
	完了	年 月 日

農地改良完了報告書

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

届出者 住所
氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに
法人の名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで提出した農地の改良工事を完了したので、周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱（令和3年周南市農業委員会要綱第4号）第9条第1項の規定により、次のとおり農地改良完了報告書を提出します。

1 土地の表示

大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	埋立面積 (㎡)	所有者
			登記簿	現況			
計							

2 農地改良工事の期間

年 月 日工事着手 年 月 日工事完了

3 農地改良工事の内容

土質	下層：		表土：	
盛土	最低 cm	最高 cm	平均 cm	容量 m ³

このことにより、1の農地を周辺より cm盛土した。

4 農地改良後の作付計画

- (1) 主要作付作物：
- (2) 作付時期：
- (3) 販売の有無： 有 ・ 無

5 添付書類

- (1) 完成写真
- (2) 前号の完成写真を撮った方向を示す図面（A4判）